

# 自計式農家経済簿における農業経営計算の考察

菊 地 泰 次

農家経済簿は自然人経済である農家経済を記録計算の対象とし、したがってその対象には所得面のみならず消費面が含まれ、またその所得面には農業以外の種々な所得獲得活動が含まれている。そしてそれら諸々の活動は、現実には農家の同一主体によって支配され、相互に密接なつながりをもつために、部門を細分しても明確に分離され難い場合が多い。それ故に自計式農家経済簿では、農家経済を所得経済と消費経済とに大別し、所得経済面を一括してとらえる農家経済所得簿記の様式をとらざるを得なかったし、そこにこの簿記の大きな特色がみられる。

しかしながら、農家経済簿が農家経済を記録計算の対象とし、その農家経済が主たる所得源を農業経営に依存する以上、その農業経営に対する吟味が記録結果に基づいて十分なされ得ることが望ましいことは当然であり、それに対する現実の要請が強いことも事実である。したがってまた農家経済簿も、その記録計算の様式において所得経済面を細分しない農家経済所得簿記の様式をとり、農家経済全体の把握を第一の任務としながらも、その記録結果から農業経営の計算が可能なように仕組まれている場合が多い。自計式農家経済簿においても、決算後の拡張計算の段階においてその計算様式が用意されている。

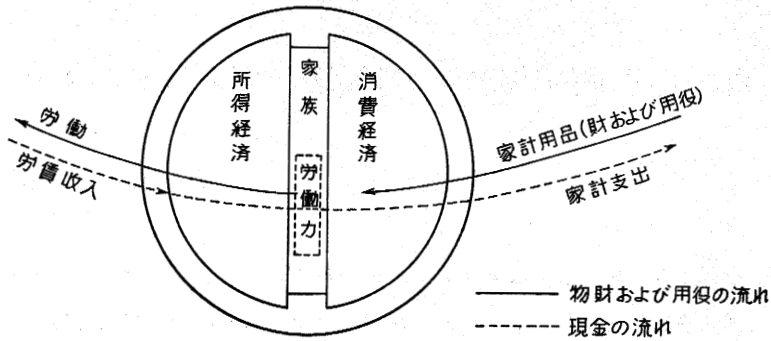
さてしからば、農家経済簿の中でとらえられる農業経営とは一体どのように認識され、決算後に行われる農業経営計算とはどのような手続きにおいてなされ得るのであろうか。またそこでなされる農業経営の計算ないし分析とは、いかなる目的をもってなされるものなのであろうか。このような問題を考察するために、本稿ではまず農家経済と農家経営との関係、とくに農家経済の中に占める農業経営の地位と役割を考察し、次に農業所得の意味と計算上の問題点について考察してみたい。

## 1 農家経済における農業経営の地位と役割

農業経営が農家経済のしくみの中でどのような地位を占め、いかなる役割を担うかを分かり易く説明するために、図解を用いて考察することにする。

農家の経済的しくみを図解するに先立ち、同じ自然人経済として最も単純な形を示すと思われる無産労働者の世帯を例にとり、この経済的しくみを図解してみると第1図ようになる。

この図の大円は世帯を表わし、その中の左側半円は所得経済面、右側半円は消費経済面を表わすものとする。そして所得経済面と消費経済面との間に家族があり、その中の一部が労働力

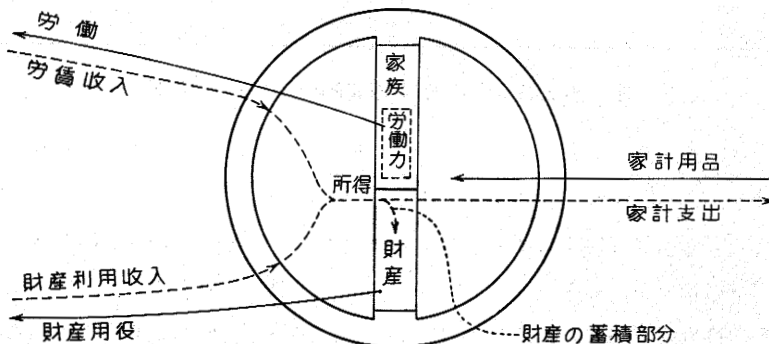


第1図 無産労働者世帯の経済的しくみ

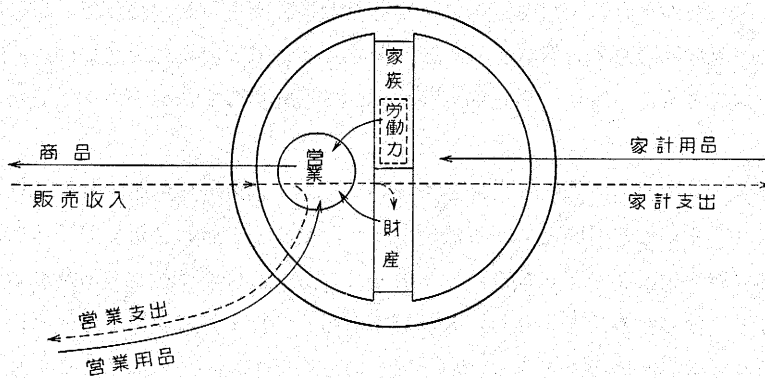
をなし、外部に労働を提供することによって労賃収入を得、その所得を消費経済面に向けて家族全員の生活をまかなうというふうに理解するわけである。

しかし実際には、労働者の世帯も何がしかの財産を所有する場合が多く、所得の全額を消費に当てず、一部を預金してその利子を得ているのはごく一般的であり、さらには有価証券や不動産を所有し、それによって収入を得ている場合もみられる。このように労賃以外に財産の利用によって収入を得ている世帯の場合を図解してみると第2図のようになる。すなわち所得経済面と消費経済面との間に家族と財産が入り、労賃収入と財産利用収入とがその世帯の所得をなし、それが家族の消費に当てられることになる。そして所得が家計費を上回る場合には、その余剰分が財産の蓄積に向けられ、逆に下回る場合は、その不足分だけ財産の縮小をもたらすことになるというふうに理解することができる。

次に自家の労働や財産用役を外部に提供して収入を得るという仕方ではなしに、それらを自家経済内の営業に利用し、それを通して所得をあげる世帯の場合を考え、これを図解すれば、第3図のようになる。この図では、所得経済を表わす左側半円の中に描かれた小円が、その営業部門を表わすものとする。その場合は、家族労働と自家の財産とが自家営業のために利用さ



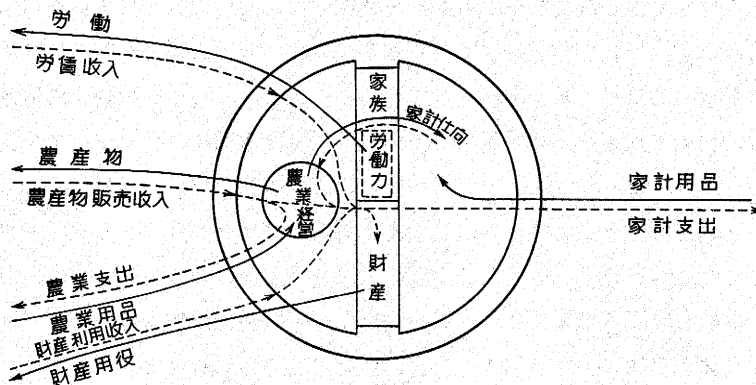
第2図 財産をもつ労働者世帯の経済的しくみ



第3図 自家営業を行う世帯の経済的しくみ

れ、その営業を通して得られた所得が家族の消費ならびに財産の蓄積に向けられるわけである。そしてこの営業所得というのは、外部に販売された商品の売上げから営業のために外部に支払われた諸経費を差引いた差額であり、この営業に用いられた家族労働と自家財産(自己資本)の働きに対する報酬を意味するものである。

以上は、一般に世帯と呼ばれる自然人個別経済のしくみを所得経済面と消費経済面とに分け、所得経済面における投動を労賃収入によるもの、財産利用収入によるもの、営業収入によるものというふうに分類して図解してみた。しかし実際にはこれらの一つだけに依存する世帯は少なく、二つないし三つの組合わせに依存している場合が多いと考えられる。そしてこのような分類からすれば、農家は営業による世帯に属するわけであるが、農家の場合も、実際には多かれ少なかれ労賃収入や財産利用収入にも依存しているのが一般であると言ってよい。このような一般農家の経済的しくみを図解してみると第4図のようになり、前に示した第2図と第3図を合成し、営業を農業経営とすればほぼこの図ができあがるわけである。加えて農業経営から



第4図 一般農家の経済的しくみ

消費経済に向かって引かれた実線と、それに平行して逆方向に引かれた点線とが描かれているのは、農産物の家計仕向部分を意味するものである。そしてこの家計仕向類は、所得経済面において所得を構成すると同時に、消費経済面において家計費の内容をなすものでもあるわけである。

このように農家の所得は、農業経営から得られる所得と、労働や財産を外部に提供することによって得られる所得とから成っている場合が多く、それらを合わせた農家所得が消費経済面に向けられて家族の生活費をまかなうわけである。なおこのほかに林業や漁業あるいは機業その他製造業など、他の営業をあわせもつ兼業農家もあるが、その場合には左側半円（所得経済面）の中にそれら営業を表わすもう一つの小円を描くことによって、同じように説明することができるはずである。またこの図では簡単化のために、農業所得が農産物の販売収入と家計仕向を加えたものから農業支出を差引いたものとして示されているが、期間計算における農業所得を正しくとらえるためには、より複雑な計算が必要である。そしてその複雑なしくみが農家経済経営としての農業経営の特色でもあるが、その計算手続きについては次項で述べる。

以上のように農家経済のしくみを図解によって眺めてみると、個別農家によって営まれる農業経営が農家経済の中でどのような地位を占め、いかなる役割を担うものであるかを、かなり明瞭に理解することができるであろう。すなわち農業経営は、農家経済を所得経済面と消費経済面とに二分した場合の所得経済面の中の一営業部門として位置し、母体経済である農家経済が所有する労働力ならびに財産の利用の場であると同時に、それらの働きに対する報酬としての所得を獲得するための手段であることが知られる。そしてその農業経営において用いられる家族労働力や財産は、農業経営以外の面にも利用の機会が開かれ、それらを通して所得を得ることが可能な場合が多い。したがって農業経営は、農家にとって重要な所得獲得の手段ではあるが、唯一の手段ではなく、農家経済における所得経済活動の目標が農家所得の極大におかれるとすれば、それを高めるための手段に過ぎないことが理解されねばならない。

またこのようにして得られた農家所得は、消費経済面に向けられて家族員全体の消費欲求の充足に当てられるが、それをまかなって余りある場合は、その余剰分が財産の蓄積（投資ならびに貯蓄）に向けられることも、図によって明らかである。そしてこの場合の財産蓄積も長期的には家族の消費欲求充足を意図するものであり、所得経済面におけるすべての活動は、直接的には所得の極大を目標としながらも、究極的には家族の欲求充足を目標としていることを、十分認識する必要がある。というのは、所得経済面の目標と考えられる農家所得極大への努力と、農家経済究極の目標と考えられる家族の欲求充足極大への努力とが相矛盾し、競合することもしばしば起こり得るからである。その場合に所得経済面が農家経済の一部面に過ぎず、部分の目標が全体の目標に従属すべきことは、当然と言わなければならない<sup>2)</sup>。

なお消費経済面も、図解の上では所得経済面と等しく農家経済の一部面をなすものであるが、

厳密にはこれを本来的な消費と家事行為との二つの部分に分けて考える必要がある。農家経済全体の究極目標がおかれるのはその前者であって、後者は所得経済面とならんで前者に従属する部分であると考えるのがより適切であろう<sup>3)</sup>。

- 1) これら図解については、拙著『農家の経営診断入門』昭和39年 第2章を参照。なお図解のアイデアは、大槻正男著『農業経営の基礎概念』昭和29年 58頁から得た。
- 2) 農家経済が所有する家族労働力や資金は、所得獲得活動にのみ利用されるものではなく、家事労働にも、さらには消費行為そのものにも向けることができるものである。したがってそれら三者は、家族の欲求充足極大を目的とした労働や資金の利用において代替関係を示すものであり、農家所得の極大が必ずしも家族の欲求充足極大を意味しないわけである。例えばある時間の労働を所得活動に向けることによって得られる追加所得の効用が、その労働時間のもたらす非効用、あるいは家事活動や消費そのものに向けることによって得られる効用よりも小さい場合に、その所得増加は欲求充足の増加を意味しないわけであり、同様のことは資金の場合にも言い得ることである。
- 3) 拙稿『農家経済簿における「約束」の吟味』『農業計算学研究』第1号 1967年2月 35～36頁を参照。

## 2 農業所得の意味と計算上の問題点

農家経済における所得経済面の直接的な目標が農家所得におかれ、その農家所得は農業所得と農外所得とからなり、その農業所得を獲得する手段として所得経済面の中に位置する営業部門が、農家経済簿のしくみの中でとらえられる農業経営であることは、前項において述べた。したがって農家経済簿において求められる農業所得は、農家所得を農業と農外とに分割した場合の前者を指し、農家所得の分割額としてとらえられるものである。したがってその大きさは、農家所得から農外所得を控除して算出されるか、あるいは農家経済の粗所得ならびに所得的失費を農業・農外に分割してそれぞれの農業分を農業粗所得、農業所得的失費としてとらえ、両者の差引きによって算出されるものである。

自計式農家経済簿では、農家経済決算後の拡張計算の段階においてそれらの計算様式が示されているが、そこでは粗所得ならびに所得的失費をそれぞれ種目ごとに分割し、各種目ごとに農業分を求めて集計することによって農業粗所得と農業所得的失費とを計算するしくみにできている。そして種目ごとの分割に際しては、粗所得の内容をさらに所得的総収入（所得的収入＋家計仕向額）、流動結果財増加額、固定資産増殖額に分類し、所得的失費の内容を所得的支出、流動供用財減少額、固定資産償却額、まかない支給額に分類してとらえるしくみになっている。したがって自計式農家経済簿のしくみから農業所得の計算手続きを導き、これを算式で示すと次のようになる。

農業粗所得＝農業所得的総収入＋農業流動結果財増加額＋農業固定資産増殖額

農業所得的失費＝農業所得支出＋農業流動供用財減少額＋農業固定資産償却額  
＋農業まかない支給額

農業所得＝農業粗所得－農業所得的失費

そして以上に掲げた算式は、農家経済決算における算式と全く同形式のものであり、それぞれの項目について農業分だけをとりえたものに過ぎず、そのことはとりも直さず、農業所得が農家所得の分割概念であることを示すものでもある。

もちろん以上のような計算手続きは、農家経済の決算後において初めて可能になるものとは限らず、記録計算の様式によっては決算と同時に、あるいはそれ以前においても可能である。しかしそのためには取引の記録に際して農業・農外を明確に区分した種目分類がなされなければならない、そのことが煩雑なばかりか、種目によっては農業・農外の分割記入が困難なものもあるために、自計式農家経済簿では決算後その結果に基づいて以上のような計算手続きがとられているわけである。しかし何れにせよ、農業所得の計算に際して直面しなければならないのは、粗所得・所得的失費の内容項目について農業分をいかにしてとらえるかという問題である。

先ず粗所得の面から考えると、所得的総収入については種目が主として生産部門別に分類されているために、農業・農外の種目分類が比較的明瞭であり、両者への分割が必要とされるのは「加工収入」と「雑収入」ぐらいのものである。また流動結果財についても、財産台帳集計の際に流動結果財として扱われたものだけがここでの対象となり、それらの中から農業分を取り出すことは容易である。ただ固定資産増殖額については、土地、建物、大機具など固定供用財に関する増殖額がこの中に含まれているために、これらを農業分から除外する必要があるが<sup>2)</sup>、それ以外の増殖額については農業・農外の判別が比較的容易である。

これに対して所得的失費の場合には、所得的支出の種目分類が生産部門別ではなく、主として費目別に行われているために、「肥料費」「飼料費」「農用薬剤費」「家畜費」「水利費」など明らかに農業分とみなされる種目以外は、農業・農外への分割が必要である。ことに農業以外の営業部門をもつ場合には、それらの分割がかなり煩雑となるし、それを正確ならしめるためには労働日記帳や現物受払い帳などの補助簿の整備が必要である。とくにしばしば問題となるのは「負債利子」と「租税公課」の取扱いであり、これらの問題についてはさらに検討を加えることにしたい。なお流動供用財減少額、固定資産償却額、まかない支給額については、財産台帳あるいは労働日記帳においてそれらの農業・農外分が比較的明瞭に区分される場合が多く、その場合にはそれら農業分の計測が容易である。もっとも流動財、固定財について農業・農外兼用のものがある場合に、それらの農業負担分が計算されねばならないことは言うまでもない<sup>3)</sup>。

ところで前述した「負債利子」の取扱いについてであるが、ここで問題としたいのは、自計式農家経済簿や農林省農家経済調査において「負債利子」が全額農外負担として取扱われている理由ならびにその妥当についてである<sup>4)</sup>。

その負債が明らかに農業経営に用いられたものであるならば、それに要する支払い利子は当然農業経営が負担すべきものであろう。またその負債が消費生活に当てられたものであるなら

ば、その利子は当然家計費に計上さるべきであるという考え方ができよう。そのような取扱いが理論的に正しいことは明らかである。しかしながら、そのような取扱いが現実の農家経済経営において妥当性をもつためには、少なくとも次の前提条件が満たされなければならない。すなわち農業用、兼業用、家計用の資金がそれぞれ明確に分離された状態で管理されているという前提条件である。ところがわが国農家の現状においては、そのような条件がほとんど満たされておらず、それぞれの用途が区別されないままに現金が同一財布において、預金が同一通帳において保管されているのが、一般であると言ってよい。したがって自計式農家経済簿においては、消費経済面において現金、預金を含めた財産の所有を一切認めないという前提が設けられているし、また預金に対する利子収入も、農業・農外の区分が困難な故に、すべて所得経済面の農外収入として扱わざるを得ない現状にある<sup>9)</sup>。とするならば、負債利子についても同様の扱いをする必要があろうし、たといその負債の用途が明確な場合であっても、負債利子についてだけ異なった取扱いをすることが妥当だとはみなされないはずである。したがって農家経済簿においては、資金一切を運用する特別な部門を所得経済面の中に想定してこれを農外部門として扱い、預貯金、貸付金に対する利子収入ならびに負債に対する利子支出は一切その部門において処理されるというふうに取扱うのがより現実的であろう。そのような取扱いが、農家の主観的な恣意性を排除する意味からも、より適切だと考えられるわけである。

次に「租税公課」の取扱いについてであるが、租税公課が農家経済から外部に支払われるものであり、所得的失費に計上される以上、農業経営に関連して生ずる租税公課がすべて農業所得的失費の中に含まれるべきは当然のことであろう。ただ農業経営に関連する租税公課について考慮しなければならないと思われるのは、その中になりに性質の異なるものが含まれており、少なくとも次の二種類に区別して取扱う必要があろうということである。すなわちその一種は、農業経営の運営あるいはそのために用いる財の所有に対して課せられるもの——例えば農業関係の組合費、土地改良費、固定資産税、自動車税など——であり、他の一種は農業経営の成果に対して課せられるもの——農業所得税や住民税<sup>9)</sup>——である。

もとより、農家所得がその農家の可処分所得を指し、したがってまた農業所得が農業から得られる可処分所得を意味すべきものとするならば、上記二種の租税公課が何れも農業所得的失費に含まれるべきことは当然である。しかしながら農業所得は必ずしもそのようなものとして算出さるべきものではなく、課税対象としての農業所得、すなわち税引前の農業所得を算出することにも十分意味があるし、現実にはむしろその方がより重視されていると言ってよいであろう。そしてその場合には当然、前記後者の所得税、住民税などが農業所得的失費から除外されねばならないが、前者は農業経営に必要な経費として農業所得的失費に計上されねばならず、そのような意味から租税公課を前記の二種に分類して考える必要があるわけである。

自計式農家経済簿の拡張計算において、租税公課を前記二種のものに分類し、農業所得的失

費の算出に際し、前者の租税公課のみを計上する手続きをとっているのは、このような考え方によるものと理解される<sup>7)</sup>。もっとも、その場合に農業所得の失費の中に含まれるべき前者の租税公課が、農業負担分だけを意味し、それがそれぞれの租税公課に農業負担率を乗じて求められるものであることは言うまでもない。これに対し「農家経済調査報告」をはじめとする農林省各種農業統計においては、租税公課がその種類の如何を問わず一括して扱われており、農業所得の算出過程においてそれらが一切差引かれていない<sup>8)</sup>。そのようにして求められた農業所得が、可処分所得はもとより、課税対象としての農業所得を意味するものでもないことは明らかである。そのように取扱った理由としては、「租税公課が一カ年間の経営経済の結果として、農家を実現した所得より一括控除される部分であるから、これを分割して農業経営費に計上することは適切でない」ことが記されている。しかしこのことは、明らかに先に分離した後者の租税公課に対して言われるべきことであり、租税公課全体に対して当てはまることではない。さらに考えられる理由としては、恐らく租税公課が農業・農外に分割し難い事情があげられるに違いない。しかしながら、租税公課全体についてならともかく、前記の二種に分類して前者のみを問題にするのであれば、農業・農外への分割は決して困難ではない。同様のことは、所得の失費の他の種目すなわち建物費、機具費、光熱費などについても、あるいは土地、建物などの資産についても行われていることであり、農業経営の運営や所有資産に関して生ずる租税公課は、当然農業所得の失費に計上されるべきものと考えられる。

以上「負債利子」と「租税公課」の問題をとくにとりあげ、負債利子については、それが農業所得の失費から除外される理由と現実におけるその妥当性について考察し、租税公課については、それが性質の異なる二つの範疇に分けられ、課税農業所得を求め場合にその一種が農外失費として扱われるべきことを考察してきた。

かくして以上の考察から知られるように、自計式農家経済簿における所得経済面を農業と農外とに分割する場合の農外とは、決して狭義の兼業部門を意味するものではない。例えば上述の預金利子収入や負債利子支出、所得税支出などは一切農外として扱われ、さらに固定供用財の増殖額や家計用品の売却収入などをも農外に含めて考えるように、農業以外の一切の所得活動を含めた広義の農外を意味しているのである。したがって農家所得を農業所得と農外所得とに分割する場合の農外所得とは、農業所得以外のすべての所得を含めた広義の農外所得を意味するものであることが理解されねばならない。またその場合の農業所得は課税農業所得を意味するものであって、可処分所得としての農業所得を求める場合には、租税公課のすべてについて農業負担分が考慮されねばならないことは、前述したところである。しかし何れにせよ、このようにして求められる農業所得が、自然人経済である農家への分配額（人的分配額）である農家所得の分割概念であることには違いない。そしてそれは、農家経済から抽出した独立体としての農業経営の要素機能に対する帰属額（機能的分配額）を意味する農業純収益とは区別さ

菊地泰次：自計式農家経済簿における農業経営計算の考察

るべき概念であることも、十分認識さるべきであろう<sup>9)</sup>。

- 1) 京都大学農業簿記研究施設編『自計式農家経済簿：台帳』昭和41年 46～49頁参照。
- 2) 拙稿「自計式農家経済簿における増殖の意義と計測」京都大学農学部農林経済学教室編『農業経営と計算の研究』昭和48年 38～39頁参照。
- 3) 農業租所得ならびに農業所得の失費の計算方法については、京都大学農業簿記研究施設編『自計式農家経済簿記帳の解説』62～63頁参照。
- 4) 前掲『自計式農家経済簿：台帳』49頁ならびに農林省『農家経済価値統計：昭和38年度』24頁参照。
- 5) 自計式農家経済簿の拡張計算における「所得的総収入」の農業・農外分類において、利子収入を含む「財産利用収入」は全額農外分として取扱われている。前掲『自計式農家経済簿：台帳』47頁参照。
- 6) 住民税の内容は所得割と戸数割とに分かれ、その前者が成果に関するものである。
- 7) 大槻正男著『農業簿記』昭和38年 166～167頁ならびに前掲『自計式農家経済簿：台帳』49～51頁参照。
- 8) 前掲『農家経済価値統計』6, 20～21頁参照。
- 9) 人的分配と機能的分配の概念については、大槻正男著『農業経営の基礎概念』昭和29年 235頁に示されている。なお独立体としての農業経営の認識については、拙稿「小農経済的経営の認識と計測」『農林業問題研究第』14号 1968年6月に詳しい。